

【歯科診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	25 救命救急センター	「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
	26 臨床研修指定病院	医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
	27 外国医師臨床研修指定病院又は外国歯科医師臨床研修指定病院	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床研修を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院
	28 がん診療連携拠点病院	「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成18年2月1日付健発第0201004号)により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院
	29 エイズ治療拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について(平成5年健発第825号)」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
	30 肝炎診療連携拠点病院	「肝炎診療体制の整備について(平成18年健発第0419001号通知)」により、地域における肝炎診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
	31 特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について(昭和48年衛発第242号)」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当して都道府県が当該研究事業を委託した医療機関
	32 在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所
	33 DPC対象病院	「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)」別表の診断科分類点数表に基づいて、診断科分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院
	34 指定療育機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、結核にかかっている児童に対し必要な医療を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
	35 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定された慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療育を必要とする児童等に対して必要な医療等を行う事業を都道府県、指定都市、中核市から委託された医療機関
	36 無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
	37 総合周産期母子医療センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇発第0823001号)により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設
	38 地域周産期母子医療センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇発第0823001号)により、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設
	39 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇発第0823001号)により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設
	40 思春期相談クリニック事業実施医療機関	「児童健全育成活動支援事業等助成費の国庫補助について」(平成14年3月29日付雇発第0329008号)により、思春期特有の医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する相談に応ずる事業を実施する医療機関
5) 学会認定医・専門医	1 整形外科専門医((社)日本整形外科学会)	医療法第6条の5第1項第7号及び「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)」において、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けたもの。該当する医師(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門医の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)を記載すること
	2 皮膚科専門医((社)日本皮膚科学会)	同上
	3 麻酔科専門医((社)日本麻酔科学会)	同上
	4 放射線科専門医((社)日本医学放射線学会)	同上
	5 眼科専門医((財)日本眼科学会)	同上
	6 産婦人科専門医((社)日本産科婦人科学会)	同上
	7 耳鼻咽喉科専門医((社)日本耳鼻咽喉科学会)	同上
	8 泌尿器科専門医((社)日本泌尿器科学会)	同上
	9 形成外科専門医((社)日本形成外科学会)	同上
	10 病理専門医((社)日本病理学会)	同上
	11 内科専門医((社)日本内科学会)	同上
	12 外科専門医((社)日本外科学会)	同上
	13 糖尿病専門医((社)日本糖尿病学会)	同上
	14 肝臓専門医((社)日本肝臓学会)	同上
	15 感染症専門医((社)日本感染症学会)	同上
	16 救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会)	同上
	17 血液専門医((社)日本血液学会)	同上
	18 循環器専門医((社)日本循環器学会)	同上

【歯科診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	19 呼吸器専門医((社)日本呼吸器学会)	同上
	20 消化器病専門医((財)日本消化器病学会)	同上
	21 腎臓専門医((社)日本腎臓学会)	同上
	22 小児科専門医((社)日本小児科学会)	同上
	23 口腔外科専門医((社)日本口腔外科学会)	同上
	24 内分泌代謝科専門医((社)日本内分泌学会)	同上
	25 消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会)	同上
	26 超音波専門医((社)日本超音波医学会)	同上
	27 細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会)	同上
	28 透析専門医((社)日本透析医学会)	同上
	29 脳神経外科専門医(社団法人日本脳神経外科学会)	同上
	30 リハビリテーション科専門医((社)日本リハビリテーション医学会)	同上
	31 老年病専門医((社)日本老年医学会)	同上
	32 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	同上
	33 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会)	同上
	34 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会)	同上
	35 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	同上
	36 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会)	同上
	37 消化器内視鏡専門医((社)日本消化器内視鏡学会)	同上
	38 小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会)	同上
	39 神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会)	同上
	40 リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会)	同上
	41 歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会)	同上
	42 乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会)	同上
	43 臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会)	同上
	44 漢方専門医((社)日本東洋医学会)	同上
	45 レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会)	同上
	46 気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会)	同上
	47 歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会)	同上
	48 小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会)	同上
	49 アレルギー専門医(社団法人日本アレルギー学会)	同上
	50 核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会)	同上
	51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会)	同上
6) 対応可能な在宅医療		
①在宅医療	1 往診(終日対応することができるものに限る。)	24時間の往診が可能な場合に選択
	2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
	3 地域連携退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	4 在宅患者訪問診療	同上
	5 在宅時医学総合管理	同上
	6 在宅末期医療総合診療	同上
	7 救急搬送診療	同上
	8 在宅患者訪問看護・指導	同上

【歯科診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	9 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
	10 在宅訪問リハビリテーション指導管理	同上
	11 訪問看護指示	同上
	12 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
	13 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
	14 歯科訪問診療	同上
②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 在宅自己注射指導管理	同上
	3 在宅自己腹膜灌流指導管理	同上
	4 在宅血液透析指導管理	同上
	5 在宅酸素療法指導管理	同上
	6 在宅中心静脈栄養指導管理	同上
	7 在宅成分栄養経管栄養指導管理	同上
	8 在宅自己導尿指導管理	同上
	9 在宅人工呼吸指導管理	同上
	10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
	11 在宅悪性腫瘍患者指導管理	同上
	12 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
	13 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
	14 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
	15 在宅気管切開患者指導管理	同上
	16 寝たきり老人訪問指導管理	同上
③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
	2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
	3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
	4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
	5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
	6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
	7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
	8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択
	9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
	10 レスピレーター(人工呼吸器)	診療内容に合致するものを選択
	11 モニター測定(血圧・心拍等)	診療内容に合致するものを選択
	12 尿カテーテル(留置カテーテル等)	診療内容に合致するものを選択
	13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
	14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
④他の施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
	2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択

【歯科診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
	4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
	5 薬局との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
7) 医療従事者	1 医師	
	2 歯科医師	
	3 薬剤師	
	4 看護師及び准看護師	
	5 助産師	
	6 歯科衛生士	
	7 診療放射線技師	
	8 理学療法士	
	9 作業療法士	

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 助産所の名称		
2 助産所の開設者		
3 助産所の管理者		
4 助産所の所在地		
5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 就業日		助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載
7 就業時間		助産所において業務を行っている時間を記載
(2)助産所へのアクセス		
8 助産所までの主な利用交通手段		助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載
9 助産所の駐車場	(i)駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
	(ii)駐車台数	(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	(iii)有料又は無料の別	(i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
10 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
11 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
12 面会の日及び時間帯		
13 外来受付時間		
14 予約の有無		
15 助産所の業務形態		別紙1の1)
16 時間外における対応の有無		就業時間以外における対応が可能かどうか。
(3)院内サービス・アメニティ		
17 対応することができる外国語の種類		
18 障害者に対するサービス内容		別紙1の2)
19 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の3)
20 受動喫煙を防止するための措置		別紙1の4)
(4)費用負担等		
21 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
22	家族付き添い室の有無		出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。
23	妊産婦等に対する相談又は指導		別紙1の5)
3. 医療の実績、結果に関する事項			
24	助産所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数	別紙1の6) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
25	分娩取扱数		報告する年度の前年度の分娩件数
26	妊産婦等満足度の調査	(i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無	妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無	(i) のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。

【助産所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1) 助産所の業務形態	1 助産所内における業務の実施	
	2 出張による業務の実施	
2) 障害者に対する配慮	1 手話による対応	
	2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
	3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
	4 施設内点字ブロックの設置	
	5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3) 車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4) 受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施	
	2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
5) 妊婦等に対する相談又は指導	1 周産期相談	
	2 母乳育児相談	その他の育児相談も含む。
	3 栄養相談	
	4 家族計画指導(受胎調節実地指導を含む。)	
	5 女性の健康相談	
	6 訪問相談又は訪問指導	思春期の保健対策と健康教育を含む。
6) 医療従事者	4 看護師及び准看護師	
	5 助産師	

【対応可能な疾患・治療内容】

別表2

※全体に係る留意事項

- 実施件数が求められている項目については、報告する年度の前年度に実施された件数を記載すること
- 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限ること(ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」を除く)
- リハビリ領域において、実施件数とは取り扱った実患者数とする。

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
1)	皮膚・形成外科領域	1	皮膚・形成外科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	真菌検査(顕微鏡検査)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	皮膚生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	凍結療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	光線療法(紫外線・赤外線・PUVA)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	中等症の熱傷の入院治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	顔面外傷の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	皮膚悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの
		9	皮膚悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	マイクロサージェリーによる遊離組織移植		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	唇顎口蓋裂手術	○	医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの
		13	アトピー性皮膚炎の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
2)	神経・脳血管領域	1	神経・脳血管領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	脳波検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	長期継続頭蓋内脳波検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	光トポグラフィー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	神経磁気診断		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	頭蓋内圧持続測定		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	頸部動脈血栓内膜剥離術	○	医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術 2内頸動脈」を算定しているもの
		8-1	選択的脳血栓・塞栓溶解術(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの
		8-2	上記以外の選択的脳血栓・塞栓溶解術		
		9	抗血栓療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10-1	頭蓋内血腫除去術(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)」を算定しているもの
		10-2	上記以外の頭蓋内血腫除去術		
		11-1	脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの)」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定しているもの
		11-2	上記以外の脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)		
		12	脳動静脈奇形摘出術	○	医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの
		13	脳血管内手術	○	医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの
		14	脳腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの
		15	脊髄腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの
		16	悪性脳腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	悪性脳腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	小児脳外科手術	○	乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)
		19	てんかん手術を含む機能的脳神経手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
3)	精神科・神経科領域	1	精神科・神経科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	臨床心理・神経心理検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	精神療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	精神分析療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	心身医学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	終夜睡眠ポリグラフィー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	禁煙指導(ニコチン依存症管理)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	思春期のうつ病又は躁うつ病		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	睡眠障害		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	摂食障害(拒食症・過食症)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	アルコール依存症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	薬物依存症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		14	認知症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	心的外傷後ストレス障害(PTSD)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	発達障害(自閉症、学習障害等)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	精神科ショート・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	精神科デイ・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		19	精神科ナイト・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		20	精神科デイ・ナイト・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		21	重度認知症患者デイ・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
4)	眼領域	1	眼領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	硝子体手術	○	医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎頭顕微鏡下離断術」又は、「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの
		3	水晶体再建術(白内障手術)	○	医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの
		4	緑内障手術	○	医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの
		5	網膜光凝固術(網膜剥離手術)	○	医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの
		6	斜視手術	○	医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの
		7	角膜移植術	○	医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの
		8	コンタクトレンズ検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	小児視力障害診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
85)	耳鼻咽喉領域	1	耳鼻咽喉領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	喉頭ファイバースコープ		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	純音聴力検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	補聴器適合検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	電気味覚検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	小児聴力障害診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	鼓室形成手術	○	医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの
		8	副鼻腔炎手術	○	医科診療報酬点数表の「上顎洞開窓術」「上顎洞根本手術」「鼻内上顎洞根本手術」「鼻内篩骨洞手術」「篩骨洞鼻外手術」「鼻内前頭洞手術」「前頭洞根本手術」「鼻内蝶形洞手術」「上顎洞篩骨洞根本手術」「前頭洞篩骨洞根本手術」「篩骨洞蝶形洞手術」「上顎洞篩骨洞蝶形洞根本手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根本手術」「前頭洞篩骨洞蝶形洞根本手術」又は、「汎副鼻腔根本手術」を算定しているもの
		9	内視鏡下副鼻腔炎手術	○	上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの
		10	舌悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		11	舌悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	舌悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		13	咽頭悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		14	咽頭悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	咽頭悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	喉頭悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		17	喉頭悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	喉頭悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		19	摂食機能障害の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
6)	呼吸器領域	1	呼吸器領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	気管支ファイバースコピー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	肺悪性腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		4	胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		5	肺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	肺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	在宅持続陽圧呼吸療法(睡眠時無呼吸症候群治療)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	在宅酸素療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
7)	消化器系領域	1	消化器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	上部消化管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	上部消化管内視鏡的切除術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
		4	下部消化管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	下部消化管内視鏡的切除術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術」又は、「内視鏡的大腸ポリープ切除術」を算定しているもの
		6	虫垂切除術(ただし、乳幼児に係るものを除く。)	○	医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの(乳幼児に実施したものを除く)

領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
	7 食道悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)」を算定しているもの
	8 食道悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	9 食道悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	10 胃悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの
	11 腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの
	12 胃悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	13 胃悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	14 大腸悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの
	15 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除術」又は「腹腔鏡下直腸低位前方切除術」を算定しているもの
	16 大腸悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	17 人工肛門の管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
8) 肝・胆道・膵臓領域	1 肝・胆道・膵臓領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 肝生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	3 肝悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの
	4 肝悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	5 胆道悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	6 胆道悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	7 開腹による胆石症手術	○	医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆嚢切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術」又は、「胆嚢摘出術」を算定しているもの
	8 腹腔鏡下胆石症手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆嚢摘出術」を算定しているもの
	9 内視鏡的胆道ドレナージ	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの